

福祉用具借用について

平成 30 年 4 月 2 日作成

本事業の福祉用具等は、恩納村内事業者様や恩納村民の皆様からご寄贈いただいたものや、寄付金を活用し購入したものを貸出しております。

目的

在宅で介護を必要とする高齢者並びに障害を抱える家族のいる世帯に、「一時的に必要なだけで、購入するのはもったいない」、「介護保険のレンタルを利用できない」など、「制度」が使えない必要な方へ無料で福祉器具等を貸出するものです。

利用対象者

恩納村在住者で次の要件のいずれかに当てはまる方。

1. 身体に障害を有する方。
2. 要支援・要介護認定を受けているが、介護度によって使用できる種目に制限があり貸与できない福祉用具がある方。
3. 要支援・要介護認定を申請中の方。
4. 社協の一般会員・賛助会員・特別会員で貸出理由が必要であると認められた方。
5. その他、特に会長が認めた方。

借用期間

借用決定日の属する年度末（3月31日）までとします。但し、更新の有無の意思表示をすることで以後継続してお使いいただけます。

※継続申請に関しては本会から申請者に確認の連絡を行い、貸与の状況や破損等がないかの確認を行います。

遵守事項

福祉器具等の借用にあたり利用者は、次のことを遵守しなければならない。

1. 福祉器具等を良好な状態で保守管理しなければならない。
2. 福祉器具等の返却時の消毒は本会にて実施するが、ベットマット利用者については、別途クリーニング代を負担すること。
3. 介護保険制度利用の方は、介護保険制度を優先的に利用すること。
※福祉器具には限りがあります。次の借用待機者の事をお考えくださると助かります。（基本的には制度が使えない方が優先です。）
4. 福祉器具等の故障・外損又は必要なくなった場合は必ず社協に連絡を入れること。